

再利用対象物保管場所設置届兼 廃棄物保管場所等設置届の手引き

令和4年9月

多摩市環境部ごみ対策課

目 次

第1 総則

- 1 はじめに・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ P 1
- 2 用語解説・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ P 1
- 3 収集方法及び分別区分
 - (1) ごみ・再利用対象物の収集方法・・・・・・・・ P 2
 - (2) 分別区分・・・・・・・・・・・・・・・・ P 2
- 4 保管場所の設置及び届出に該当する建築物等・・・・・・・・ P 2
- 5 保管場所を設置しない場合の行政処分等・・・・・・・・ P 3

第2 保管場所設置届の手続き、設計

- 1 再利用対象物保管場所及び廃棄物保管場所等設置届の手続きについて
 - (1) 提出書類・・・・・・・・・・・・・・・・ P 4
 - (2) 設置届出時期・・・・・・・・ P 5
- 2 保管場所の設計上の基準等
 - (1) 保管場所設計にあたっての参考手順・・・・・・・・ P 6
 - (2) 保管場所の面積算定・・・・・・・・ P 7～P 8
 - (3) 保管場所の構造基準・・・・・・・・ P 9～P 14
- 3 その他届出について
 - (1) 廃棄物管理責任者選任届・・・・・・・・ P 15
 - (2) 廃棄物の減量及び再利用に関する計画書・・・・・・・・ P 15
- 4 問合せ・・・・・・・・ P 15

様式類

- 別紙1 用途別床面積内訳書・・・・・・・・ P 16
- 別紙2 保管場所面積算定書（事業用建築物用）・・・・・・・・ P 17
- 別紙3 保管場所面積算定書（居住用建築物用）・・・・・・・・ P 18
- 別紙4 ごみ及び再利用対象物集積施設の面積基準・・・・・・・・ P 19～P 20
- 第3号様式 再利用対象物保管場所設置届兼廃棄物保管場所等設置届 P 21～P 22
- 多摩市廃棄物の処理及び再利用の促進に関する条例（抜粋）・・・・・・・・ P 23～P 29
- 多摩市廃棄物の処理及び再利用の促進に関する条例施行規則（抜粋） P 30～P 33
- 事業系建築物における廃棄物の減量及び適正処理に関する指導基準 P 34～P 36
- ごみ及び再利用対象物集積施設等に関する指導基準・・・・・・・・ P 37～P 48

第1 総則

1 はじめに

多摩市では、市民の生活環境を保全するため衛生管理面から、ごみの多量排出が見込まれる一定規模以上の建築物には、廃棄物保管場所の設置を義務づけております。

また、ごみの減量化・資源化の面から一定規模以上の事業用大規模建築物を建設する場合、事業者又は占有者の方にごみの再利用、資源化をしていただくために再利用対象物保管場所の設置を義務づけております。

これらは、多摩市廃棄物の処理及び再利用の促進に関する条例第67条（廃棄物保管場所（ごみの保管場所））及び、条例第19条第6項（再利用対象物保管場所）に規定しております。

設置にあたっては、市へそれぞれの保管場所の設置の届出が必要となります。これから、届出に該当する案件・届出の方法等事務手続きについて、解説します。

2 用語解説

この中で用いる条例等は以下のとおりに略してあります。

- ・多摩市廃棄物の処理及び再利用の促進に関する条例 ⇒ 条例
- ・多摩市廃棄物の処理及び再利用の促進に関する条例施行規則 ⇒ 規則
- ・大規模建築物における廃棄物の減量及び適正処理に関する指導基準 ⇒ 減量基準
- ・ごみ及び再利用対象物集積施設等のに関する指導基準 ⇒ 清掃基準
- ・多摩市街づくり条例 ⇒ 街づくり条例
- ・多摩市街づくり指導基準 ⇒ 街づくり基準
- ・再利用対象物 ⇒ 古布、びん、缶・ペットボトル、雑誌、雑紙、ダンボール、剪定枝、小型家電・金属類等の再利用可能なものを指します。

・少量排出事業所 ⇒ 以下の項目に全て該当する事業所

① 一日平均排出量が10kg未満の事業所

- ・事業系一般廃棄物、産業廃棄物、資源の合計です
- ・複数の事業所がある建物については、各事業所の総合計です

②市の一般廃棄物収集運搬業者への委託と併用しないこと

③市の排出ルールを守れること

※詳しい処分方法は事業ごみの減量化・リサイクル推進ガイドをご覧ください

- ・換算 ⇒ 単身世帯は世帯数から2で割った際の世帯です。端数が出た場合は四捨五入してください。
- ・廃棄物 ⇒ ごみ、粗大ごみ、燃え殻、汚泥、ふん尿、廃油、廃酸、廃アルカリ、動物の死体その他の汚物又は不要物であって、固形状又は液状のもの（放射性物質及びこれによって汚染された物を除く。）をいう。

3 収集方法及び分別区分

多摩市におけるごみ収集の方法及び分別区分は下記のとおりです。

(1) ごみ・再利用対象物の収集方法

建 物 区 分		収集区分	備 考
マンション・アパート等住居専用 の建築物から排出されるごみ		市が収集	
店舗、事務所等事業所から排出さ れるごみ（事業用建築物）		排出者の 自己処理	※少量排出事業者のみ市でも収集可。
住宅と店舗等事業所の 併用の建築物から排出 されるごみ	住居	市が収集	
	事業所	排出者の 自己処理	※少量排出事業者のみ市でも収集可。

(2) 分別区分

①家庭系ごみ → 居住者（市民）が建築物から排出するごみ

可燃・不燃・有害性・粗大・プラスチック・びん・缶・ペットボトル・新聞・
雑誌雑紙・ダンボール・古布・小型家電金属類 以上13区分

②事業系ごみ → 家庭ごみ以外

ア 市が収集する場合 ……家庭系ごみに準じた物のみ収集します。
粗大ごみは収集しません。

イ 民間ごみ処理業者の場合 ……業者が指定する区分で分別して下さい。

4 保管場所の設置及び届出に該当する建築物等

建 物 区 分	廃棄物保管場所 の設置及び届出	再利用対象物保 管場所の設置及 び届出	根 拠 法 令
居住用で計画戸数が4戸以上の共同住宅 等（アパート、マンション、長屋等）	該 当	—	規 則 第 50条
延べ床面積が1,000㎡以上の事業用 建築物（店舗ビル、事務所ビル等）	該 当	—	
延床面積が3,000㎡以上の事業用建 築物	該 当	該 当	規 則 第 8条

※建築基準法上では共同住宅に長屋は含まれませんが集合住宅や寄宿舍等については集積所の設置の協議を事前にしてください。

※「再利用対象物保管場所の設置及び届出」に居住用で計画戸数が4戸以上の共同住宅は含まれませんが、清掃基準にて缶・ペットボトル容器・びん容器・有害性容器の設置を行うため、協議をしてください。

5 保管場所を設置しない場合の行政処分等

廃棄物保管場所の設置の義務が生じる建築物を建設しようとする事業主又は設置しなかった事業主に対しては下記の行政処分、罰則が科せられますのでご注意ください。

(1) 行政処分（条例第67条第3項）

① 措置命令

廃棄物保管場所の設置義務に該当する建築物の建設者が廃棄物保管場所を設置しなかった又は市が定める基準に適合するものでなかったと認めるときは、建築者に対し、期限を定めて、保管場所等の設置その他必要な措置を命じることができます。

② 聴聞等の機会の付与

上記の行政処分を行う場合は、多摩市行政手続条例第13条の規定に基づき市長はあらかじめ行政処分を行う者に理由を通知し、聴聞又は弁明の機会を与えることになっています。

(2) 罰則

違反行為	罰則	根拠
条例第67条第3項の規定による措置命令に違反した者	二十万円以下の罰金	条例第72条第4号
条例第67条第1項の規定による届出をしなかった者	三万円以下の罰則 又は科料	条例第72条第4号
法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他従業員が、その法人又は人の業務に関し、上記に違反行為をしたとき（両罰規定）	各本条の罰金	条例第74条

第2 保管場所設置届の手続き、設計

1 再利用対象物保管場所及び廃棄物保管場所等設置届の手続きについて

(1) 提出書類（2部提出）

- ① 届出書（第3号様式）
- ② 添付書類

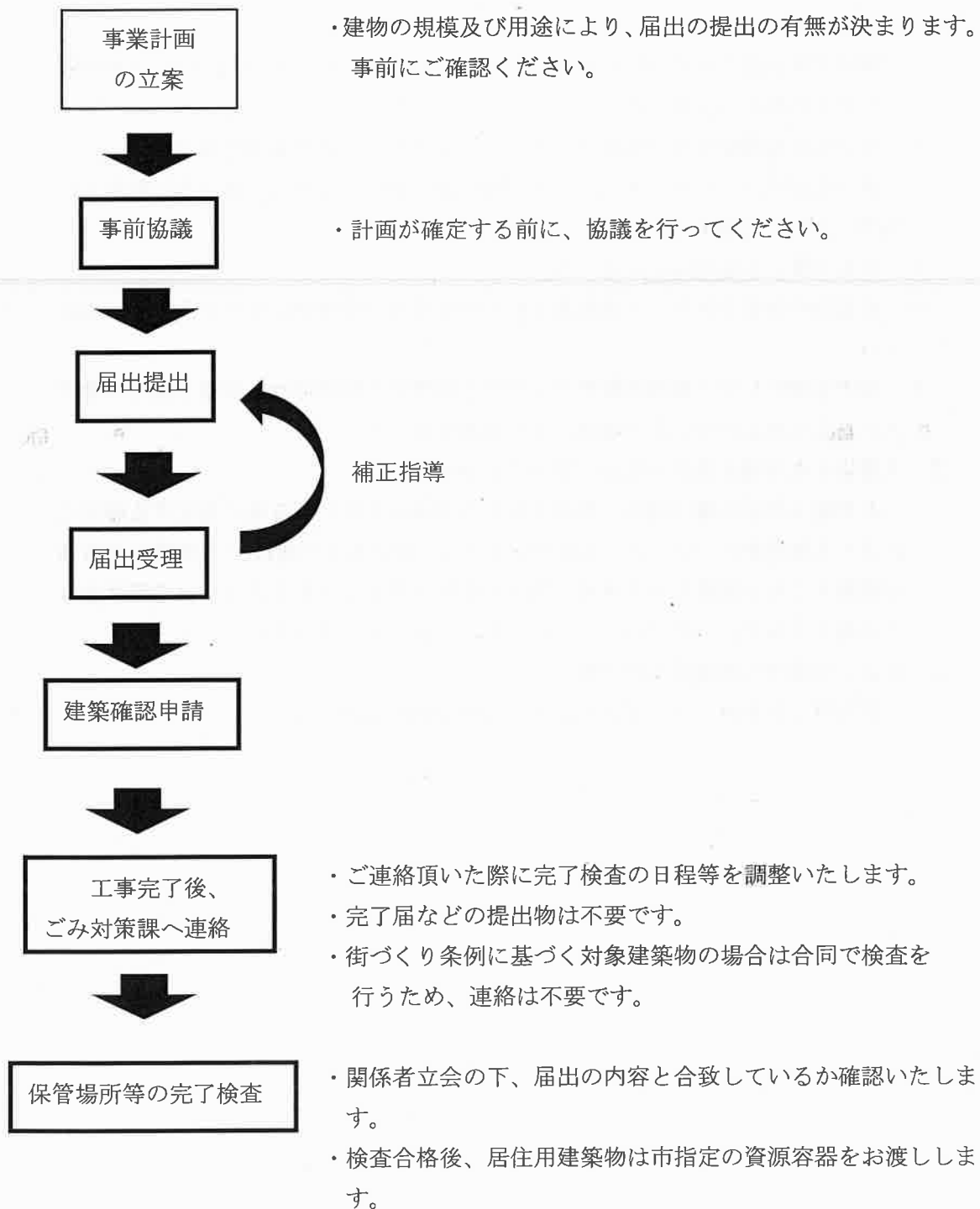
書類の名称	作成要領
用途別床面積内訳書	別紙1を使用し、各用途毎の集計をすること。
建築物の案内図	最寄駅、主要道路等を明記すること。
建築物の配置図	同一敷地内に今回の届出に含まれない保管場所がある場合のみ添付。
保管場所の配置図（敷地内位置図）	位置が確認できれば保管場所の配置図は各階平面図で可とする。
保管場所の平面図・立面図・断面図（三面図）	廃棄物保管場所と再利用対象物保管場所を同一の場所を使用する場合は、双方の区分を明示すること。
保管場所の仕様・求積図	三面図と一体も可とする。
保管場所面積算定書	事業用建築物は別紙2、居住用建築物は別紙3を使用すること。
その他必要と認めた書類	ごみ容器のカタログ。 その他、指示があった場合提出すること。

(2) 設置届出時期

原則として、建築基準法第6条第1項の規定による建築確認申請の前までに届出して下さい。(規則第50条第2項)

但し、街づくり条例に基づく開発協議を行う場合は協議期間中に届出してください。

手続きの流れ



2 保管場所の設計上の基準等

(1) 保管場所設計にあたっての参考手順

① 居住専用建築物の場合

ア 住居戸数を確定させ、別紙4から計画した世帯数が該当するごみ集積所の面積算定する。

イ 街づくり基準及び「ごみ及び再利用対象物集積施設等に関する指導基準」を満たしたごみ集積所の設備を設計する。

② 事業用建築物の場合

ア 用途別床面積内訳書(別紙1)により、用途ごとの床面積を算定する。(専用部分と共用部分は分離する。

ウ 保管場所面積算定書(別紙2)により、保管場所の必要面積を算定する。

エ 延べ床面積3,000㎡以上の建築物は廃棄物用と再利用対象物用に別表2の基準に従い、分離する。

オ 収集方法、収集間隔を決定する。

カ 廃棄物の保管方法を、大規模建築物の保管場所設置基準に基づき決定し、設計する。

キ 保管容器として、車両搭載型コンテナを利用する場合には、清掃工場での受け入れ対応もあるので、市と事前に十分協議すること。

③ 大規模小売店舗立地法の届出に該当する建築物

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第5条に規定する届出に該当する建築物については、上記②に基づいた設計方法の他に、「大規模小売店舗を設置する者が配慮すべき事項に関する指針(平成11年6月30日通商産業省告示第375号)二の二の(2)に定める方法による設計を行うこと。

④ 住居と事業所の併用建築物の場合

住居用と事業所とそれぞれ上記①、②の手順で設計する。

(2) 保管場所の面積算定

① 居住専用建築物の場合

別紙4から計画戸数を満たす面積を求める。

② 事業用建築物の場合

〔手順1〕

- ・別紙1から廃棄物の発生量を算定する。
- ・建築物から発生する廃棄物の予測量は各用途別に下記の計算式により算定する。
(各形態原単位×床面積) + (各形態原単位×床面積) = 廃棄物発生量/月

別表1 施設用途別廃棄物排出基準 (原単位)

単位: kg/月m²

占有形態	1,000 m ² 以上	1,000 m ² 未満
事務所	0.300	0.301
店舗 (飲食店を除く)	1.174	1.237
飲食店	2.457	2.457
倉庫 (卸売含む)	0.696	0.446
その他	0.358	0.380

〔手順2〕

- ・算定した廃棄物の量から保管場所面積を算定する。
- ・保管場所面積の算定は、〔手順1〕で算出した廃棄物発生量により、下記の表で該当する計算式により算定する。

区分	計算式
廃棄物等 (廃棄物+再利用対象物) の量 10,000 kg/月未満の場合	0.006×廃棄物等の量 (kg/月) 又は 3 m ² のうち大きい方
廃棄物等 (廃棄物+再利用対象物) の量 10,000kg/月以上の場合	0.002×廃棄物等の量 (kg/月) + 40 m ²

※ 上記の算出式は収集頻度 2 t 車で 1 週間に 1 回として設定したものである。

〔手順3〕

延べ面積 3, 0 0 0 m²以上の建築物は、〔手順2〕で算定した保管場所面積を廃棄物用と再利用対象物用に下記の表に従い分離する。複合形態の建築物の場合は、主たる形態を採用すること。

別表 2

主 な 形 態	分 離 比 率	
	廃棄物用	再利用対象物用
事務所	60	40
店舗（飲食店を除く）	80	20
飲食店	—	—
倉庫（卸売含む）	80	20
その他	80	20

(3) 保管場所の構造基準

① 居住等専用建築物の保管場所

現在、一般家庭等から排出されるごみの収集方式は、ごみ及び再利用対象物集積施設を設置してその場所から収集しております。街づくり条例に基づく開発行為に対しては以下の街づくり基準に沿って集積所を作成してください。

街づくり条例に基づく開発行為以外に関しては後段の「ごみ及び再利用対象物集積施設等に関する指導基準」に基づき設計して下さい。

	設 計 基 準 等	根 拠 規 定
1	<p>(用語の定義)</p> <p>この要綱において用いられる用語の意義は、条例によるもののほか次に定めるところによる。</p> <p>(1) スケルトン・インフィル構造 建物を躯体(スケルトン)と内装造作(インフィル)とに分離し、柱やスラブ等の躯体に高耐久部材を使用し、内装及び設備部分について適切なメンテナンス及び取替えを容易にすることにより、建物の長期耐用性と住戸の可変性を確保した建物の構造をいう。</p> <p>(2) 単身者用共同住宅 居室が一つ(原則として1K、1DK又は1LDK)で主として単身者用に使用される住宅面積40平方メートル未満の住戸(以下「単身者用の住戸」という。)によって構成される共同住宅(他の用途との併用を含む。)をいう。</p> <p>(3) 一般世帯用共同住宅 前号に規定する共同住宅以外の共同住宅(他の用途との併用を含む。)をいう。</p> <p>(4) 提供公園 都市計画法施行令(昭和44年政令第158号)第25条第6号に規定する公園、緑地又は広場のうち、市に移管されるものをいう。</p>	街づくり基準2条
2	<p>(ごみ及び再利用対象物集積所の設置)</p> <p>開発事業者は、建築計画を行うに当たり、ごみ及び資源物の集積施設(以下「ごみ集積施設」という。)を多摩市廃棄物の処理及び再利用の促進に関する条例(平成5年多摩市条例第3号)に定めるところにより設置しなければならない。</p> <p>2 開発事業者は、条例第45条第1項の規定による市長との協議が調ったときは、再利用対象物保管場所設置届兼廃棄物保管場所等設置届を、原則として建築基準法第6条第1項の規定による建築確認申請の前までに市長に届け出なければならない。</p> <p>3 第1項の規定によりごみ集積施設を設置する建築物におけるごみ及び資源物の処理は、ごみ集積施設にごみ及び資源物を</p>	街づくり基準15条

	<p>排出し、当該ごみ集積施設においてごみ及び資源物を収集する方法とする。ただし、市長が必要と認める場合は、この限りでない。</p> <p>4 店舗、事務所等の業務で発生するごみ及び資源物は、市長と協議のうえ市の収集を用いる場合を除き、入居事業者の責任により処理するものとする。ただし、市長が必要と認める場合は、この限りでない。</p> <p>5 新たに入居する時に発生する引っ越しに係るごみ及び資源物は、開発事業者の責任により処理するものとする。</p>	
3	<p>(ごみ集積施設の整備基準)</p> <p>開発事業者は、ごみ集積施設を設置するに当たっては、次の事項及び原則として別表第3及び別図第1に定める整備基準を遵守するものとし、当該ごみ集積施設にごみ容器（収集するまでにごみ及び別に定める資源物を入れておくもの（簡易な組立作業を伴うものも含む。）をいう。以下同じ。）及びごみ保管構造物（ごみ及び別に定める資源物を保管することを目的とする構造物で、その設置に基礎工事を伴うもの又は設置後に移動することが困難なものをいう。以下同じ。）の設置又は防護ネットの設置をしなければならない。</p> <p>(1) ごみ集積施設の面積は、ごみ及び資源物を保管することに支障のない大きさを確保すること。</p> <p>(2) ごみ集積施設は、前条第1項の規定によりごみ集積施設を設置すべき建築物の敷地内に設置すること。</p> <p>(3) ごみ集積施設の設置場所は、ごみ及び資源物の収集作業の安全性及び効率性を確保できる場所とすること。</p> <p>(4) ごみ集積施設は、ごみ及び資源物の飛散を防止し、かつ、衛生管理ができる構造とすること。</p> <p>(5) ごみ集積施設は、市の収集を用いる場合は、施設外から施設内を容易に見通せる構造とすること。</p>	街づくり基準16条
4	<p>(ごみ集積施設の管理)</p> <p>ごみ集積施設の管理に当たっては、次の事項を遵守しなければならない。</p> <p>(1) ごみ集積施設に置くごみ容器及びごみ保管構造物（以下「ごみ容器等」という。）又は防護ネットは、開発事業者又は入居者が管理するものとし、定期的に清掃等を行い衛生面に充分注意すること。</p> <p>(2) ごみ集積施設は、市の収集を用いる場合は、収集日の午前8</p>	街づくり基準17条

	時からごみ及び資源物が収集されるまでの間は、収集作業員が収集のために自由に出入りできるよう管理すること。	
5	<p>(ごみ集積施設の位置及び構造)</p> <p>開発事業者は、前3条の規定によるほか、ごみ集積施設の設置及び整備について、次の事項に留意するものとする。</p> <p>(1)ごみ集積施設の設置場所は、原則として次の要件を満たすこと。</p> <p>ア 幅員が4メートル以上の道路に接するものであること。</p> <p>イ 接する道路が通り抜けできるものであること。</p> <p>ウ 道路に接しない位置に集積施設を設置する場合又は接する道路が行き止まりの場合は、収集車の転回等に支障のない場所とすること。</p> <p>エ 勾配が7パーセント以上でなく、かつ、急カーブの道路でないこと。</p> <p>オ 交差点、バスの停留所及び横断歩道付近でないこと。</p> <p>カ 駐停車禁止場所でないこと。</p> <p>キ 収集の作業通路は、障害物がなく幅員が2メートル以上の動線を確認すること。</p> <p>ク 道路標識等から2メートル以内に位置しないこと。</p> <p>ケ ごみ集積施設と前面道路の間にガードレール、植栽等がない場所とすること。</p> <p>コ 1棟につき1か所設置すること。</p> <p>サ ごみ集積施設を建物内部又は道路に面しない場所に設置する場合は、収集車両が収集を行うために必要な車路の幅員を原則として4メートル以上確保するとともに、車路の上空の3メートル以内には構築物を設置しないこと。</p> <p>シ ごみ収集車が安全かつ容易に横付けできる位置であること。</p> <p>ス その他ごみ及び資源物の収集作業が容易に行える場所であること。</p> <p>(2)ごみ集積施設の構造は、原則として次の要件を満たすこと。</p> <p>ア ごみ及び資源物の取り出し口を除き、三方を囲い、囲いの高さはおおむね1.2メートルとすること。</p> <p>イ 開口部は収集作業員がごみ及び資源物を取り出せる構造とし、道路等に面して間口を有効3.0メートル以上(ごみ保管構造物の取り出し口に扉を設置する場合は扉の開口幅を有効2.5メートル以上)とすること。</p>	街づくり基準18条

	<p>ウ ごみ集積施設は耐久性のある構造とし、床はコンクリート打ちとすること。</p> <p>エ ごみ集積施設の奥行が2メートルを超える場合は、第16条に規定する整備基準のほかに排出者のための通路面積を確保し、通路幅は1.5メートル以上とすること。</p> <p>オ ごみ集積施設内に、ごみ保管構造物及びごみ集積施設維持管理上必要のない電柱、水道メーター等の構築物を設けないこと。</p> <p>カ ごみ集積施設内に清掃用の給水装置を設置する場合は、排水設備を設け污水管に接続し、汚水が道路等に流出しないよう必要に応じて水勾配をとること。また、ごみ集積施設周辺からの雨水が流入しない構造とすること。</p> <p>キ ごみ及び資源物の飛散防止、鳥獣避け対策及び居住者以外からの不法投棄対策を講じること。</p> <p>ク その他市が行うごみ及び資源物の収集方法に支障のない構造であること。</p> <p>(3)ごみ容器等を設置する場合の構造は、原則として次の要件を満たすこと。</p> <p>ア 前面及び左右側面の三方向以上の面全体から中が見えるもので、当該面部分の構造が金網又は金柵等であること。</p> <p>イ ごみ及び資源物（別に定めるものに限る。以下この号において同じ。）の取り出し口の地上高が750ミリメートル以下であること。</p> <p>ウ 購入及び施工前にカタログ、設計書等を市長に提示し協議のうえ設置すること。</p> <p>エ ごみ保管構造物のごみ及び資源物の取り出し口に扉を設置する場合は、原則として引き戸式とし、外から中が見える構造とすること。</p> <p>オ ごみ保管構造物に屋根を設ける場合は、開口部の高さを1.8メートル以上とすること。</p> <p>カ 家庭廃棄物のごみ容器等の容量は、1戸につき50リットル（単身者用の住戸にあつては25リットル）以上として算定すること。</p> <p>キ その他市が行うごみ及び資源物の収集に支障のないものであること。</p> <p>(4) 防護ネットを設置する場合は、ごみ袋の上にかけた時にご</p>	
--	---	--

	<p>み袋が見える透過性のあるネットとし、風で飛散しにくい構造であること。</p> <p>(5) 資源物等の収集容器は、市長が別に定める基準により市が設置するものであること。</p> <p>2 一般世帯用共同住宅又は単身者用共同住宅で、計画戸数が100戸を超える開発事業については、ごみ処理及びごみ集積施設の設置について、市長と協議するものとする。</p>	
--	--	--

② 事業用建築物の保管場所

事業用建築物については、下記の基準に基づき設計して下さい。

※少量排出事業所は別途、協議ください。

構造基準等	
1	廃棄物の種類、排出量及び保管日数等に応じて廃棄物が十分収納できること。
2	建築物一棟につき、1ヶ所以上設置すること。ただし、同一敷地内の複数の建築物から排出される廃棄物を取りまとめて保管する場合はこの限りでない。
3	家庭廃棄物及び事業系廃棄物が、区別できること。
4	仕切りの設置、色彩又は形状等で区別された保管設備等により、廃棄物の種類に応じて適切な保管ができること。
5	廃棄物の搬入、保管設備への投入若しくは運搬車への積み込み、及び清掃若しくは点検等に必要作業場所を確保すること。ただし、再利用対象物保管場所を廃棄物保管場所と隣接して設置する場合は廃棄物保管場所の作業場所と兼用することができる。
6	廃棄物の飛散及び臭気の流出を防ぐため、囲い及び扉等を設けること。かつ、屋外に設置する場合は、雨水の流入を防ぐため、ひさし及び屋根を設けること。
7	廃棄物保管場所（又は再利用対象物保管場所）内に清掃用の給水装置を設置する場合は、排水設備を設け污水管に接続し、汚水が道路等に流出しないよう必要に応じて水こう配をとること。また、ごみ集積施設周辺からの雨水が流入しない構造とすること。
8	床はコンクリート打ちとすること。
9	換気及び採光ができる構造とすること。
10	多量の厨芥を保管する場合は、冷蔵庫を設置すること。
11	必要に応じて、運搬車の誘導ラインを引き、タイヤストッパー等の車両停止設備を設置すること。
12	保管場所は、運搬車が直接かつ安全に進入できる敷地内に設置し、作業の安全性及び効率性に十分配慮すること。また、敷地内への出入口は、接する道路の交通量、交通規制等を十分考慮して設置すること。
13	保管場所は、引火性、爆発性の物の保管場所等に近接していないこと。
14	再利用対象物保管場所を廃棄物保管場所と隣接して設置する場合は、廃棄物の混入及び廃棄物から生じる汚水等を流入を防止するため壁等により区分すること。

※ 根拠規定「事業系建築物における廃棄物の減量及び適正処理に関する指導基準」

(4) 住居、事業所併用建築物

上記(1)及び(2)それぞれの基準を満たすような設計をして下さい。また、必ず、保管場所は、居住者用と事業所用と別々に設置して下さい。

(5) 保管場所の変更

既に届出済みの保管場所を完成前又は完成後に変更する場合は、別途協議していただくこととなります。

3 その他届出について

再利用対象物保管場所の設置届出に該当する建築物の内、3000 m²以上の事業用建築物は、下記の届出が別途必要となります。

- (1) 廃棄物管理責任者選任届（条例第19条第2項、施行規則第9条第1項）
廃棄物管理責任者を選任し、市へ廃棄物管理責任者選任届を届け出て下さい。
なお、届出後変更があった場合は変更届を提出して下さい。
- (2) 廃棄物の減量及び再利用に関する計画書（条例第19条第3項、規則第10条）
毎年度、廃棄物の減量及び再利用に関する計画書の提出が必要となります。

上記（1）及び（2）は、いずれも建物の完成時に提出して下さい。なお、（2）は毎年5月末までに提出して下さい。

4 問合せ

- (1) 廃棄物保管場所、再利用対象物保管場所
多摩市役所 環境部 ごみ対策課 清掃担当
- (2) 廃棄物管理責任者選任届、廃棄物の減量及び再利用に関する計画書に関する問い合わせ
多摩市役所 環境部 ごみ対策課 減量担当
- (3) 上記の連絡先

〒206-0024 東京都多摩市諏訪6丁目3番地2
多摩市立資源化センター（エコプラザ多摩）内
TEL 042-338-6836

保管場所面積算定書（事業用建築物用）

1 廃棄物発生予測（1ヶ月当たり）

①用途区分	②床面積		③廃棄物発生原単位	④廃棄物発生予測量
	m ²	×	kg/m ²	kg/月
	m ²	×	kg/m ²	kg/月
	m ²	×	kg/m ²	kg/月
	m ²	×	kg/m ²	kg/月
	m ²	×	kg/m ²	kg/月
⑤廃棄物発生予測量合計				kg/月

2 保管場所面積算定

	面積算定式	
廃棄物発生予測量が 10,000kg 以上の場合	0.002 × ⑤ [kg/月] + 40 m ²	
	⑥保管場所面積	m ²
廃棄物発生予測量が 10,000kg未滿の場合	0.006 × ⑤ [kg/月] = []	
	↓	
	3 m ² ⑦ (< ・ >) []	
	⑥保管場所面積	m ²

3 再利用対象物保管場所面積（延べ面積3,000m²以上の場合のみ）

⑥保管場所面積	主な形態	分離比率		分離後の保管場所面積	
		廃棄物用	再利用対象物用	⑧廃棄物用	⑨再利用対象物用
m ²				m ²	m ²

【記入上の注意】

- (1) 1の①「用途区分」は、「事務所」、「店舗」等の占有形態を記入すること。
- (2) 1の②「床面積」にはそれぞれ「用途別面積内訳書（別紙1）」で算定した面積をそれぞれ記入すること。
- (3) 1の③「廃棄物発生原単位」は手引きP7を参照。
- (4) 2の保管場所面積算定の中で、発生予測量が10,000kg未滿の場合の保管場所面積は、計算により算出した面積又は3m²のどちらか大きいほうを記入する。その際に⑦の該当する不等号に○印をつけること。
- (5) 3の表中の分離比率は、手引きP8を参照。

保管場所面積算定書（居住用建築物用）

1 予定世帯数及び事業所数

一般世帯	単身世帯	世帯合計
世帯	世帯⇒ [換算]	世帯

事務所・店舗	ごみ処理方法
ヶ所 店	自己処理（ヶ所）・市収集（ヶ所）

2 廃棄物保管場所面積算定

ごみ集積施設の面積	m ²
再利用対象物集積施設の面積	m ²
粗大ごみ集積施設の面積	m ²
集積施設の合計面積	m ²

3 ごみ容器等の容積算定

計画戸数	× 50ℓ / 戸 =	必要容積	
戸		ℓ	

設置予定容器容量	設置台数	容器容量合計
ℓ / 台	台	ℓ

	容積誤差
→	+・- ℓ

[記入上の注意]

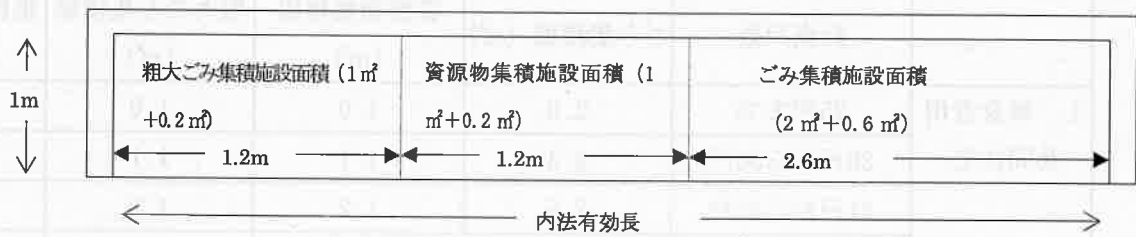
- (1) マンション等の1階部分等に店舗等の事業所が入る場合には1の予定世帯数及び事業所数を記入し、事業所部分のごみ処理方法も記入すること。
- (2) 2の廃棄物保管場所面積算定は、手引き別紙4の計画戸数が該当するそれぞれの面積を記入すること。

ごみ及び再利用対象物集積施設の面積基準

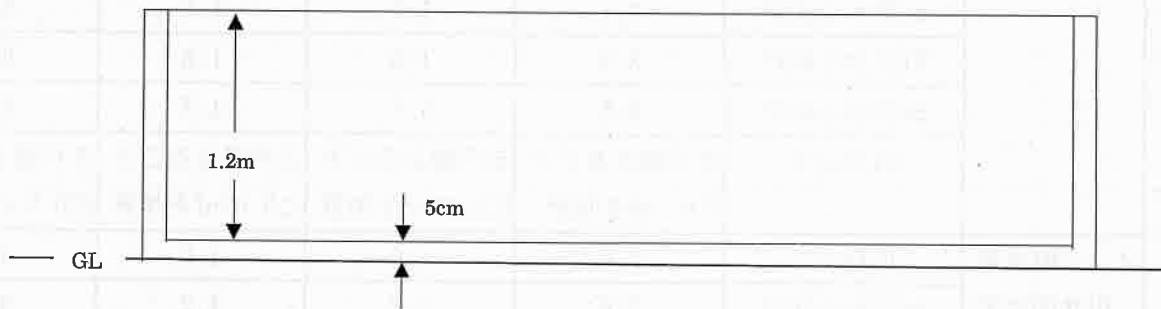
	計画戸数	ごみ集積場 (㎡)	資源物集積場 (㎡)	粗大ごみ集積場 (㎡)	集積場の合計面積 (㎡)
1 単身者用 共同住宅	25戸まで	2.0	1.0	1.0	4.0
	26戸から30戸	2.3	1.1	1.1	4.5
	31戸から35戸	2.5	1.2	1.2	4.9
	36戸から40戸	2.7	1.3	1.3	5.3
	41戸から45戸	2.9	1.4	1.4	5.7
	46戸から50戸	3.1	1.5	1.5	6.1
	51戸から55戸	3.3	1.6	1.6	6.5
	56戸から60戸	3.5	1.7	1.7	6.9
	61戸以上	5戸増えるごとに0.2㎡を加算	5戸増えるごとに0.05㎡を加算	5戸増えるごとに0.05㎡を加算	5戸増えるごとに0.3㎡を加算
2 一般世帯 用共同住宅 (単身者用の住戸を含 まないもの に限る。)	15戸まで	2.0	1.0	1.0	4.0
	16戸から20戸	2.6	1.2	1.2	5.0
	21戸から25戸	3.2	1.4	1.4	6.0
	26戸から30戸	3.8	1.6	1.6	7.0
	31戸から35戸	4.3	1.8	1.7	7.8
	36戸から40戸	4.8	2.0	1.8	8.6
	41戸から45戸	5.3	2.2	1.9	9.4
	46戸から50戸	5.8	2.4	2.0	10.2
	51戸から55戸	6.3	2.6	2.1	11.0
	56戸から60戸	6.8	2.8	2.2	11.8
61戸以上	5戸増えるごとに0.4㎡を加算	5戸増えるごとに0.1㎡を加算	5戸増えるごとに0.1㎡を加算	5戸増えるごとに0.6㎡を加算	
3 一般世帯 用共同住宅 (2に掲げる ものを除く。)	単身者用住宅2戸を一般世帯用住宅1戸に換算(1戸未満の端数は四捨五入するものとする。)し、2に定めるところにより算出すること。				

別紙5 (第16条関係)

— 平面図 —



— 立面図 —



備考 この図は、別表第3に基づき、計画戸数が16戸である一般世帯用共同住宅（単身者用の住戸を含まないもの）について、屋外にごみ集積施設を設置する場合の整備基準の一例を図にしたものである。

年 月 日

多摩市長 殿

住 所

氏 名

〔法人にあつては、主たる事務所
の所在地、名称、代表者の氏名〕

再利用対象物保管場所設置届兼廃棄物保管場所等設置届

多摩市廃棄物の処理及び再利用の促進に関する条例施行規則第12条又は第50条第2項の規定により、次のとおり届け出ます。

1 建築物の概要

設 置 場 所		
建 築 主	住 所 氏 名	電 話 ()
設 計 者	住 所 氏 名	電 話 ()
工 事 施 行 者	住 所 氏 名	電 話 ()
建 築 物 の 名 称		
建 築 物 の 用 途		
主 な 形 態		
敷 地 面 積		m ²
建 築 物	延 べ 面 積	(内訳) 住宅用部分 m ² 事業用部分 m ²
	構 造	造 地下 階 地上 階

工事着手予定年月日	年 月 日
工事完了予定年月日	年 月 日
使用開始予定年月日	年 月 日

2 再利用対象物の保管場所（第 12 条関係）

保 管 場 所	階 箇所 m ²
---------	---------------------

3 廃棄物保管場所等（第 50 条関係）

保 管 場 所	階 箇所 m ²
保 管 設 備	種 別
	容 量 (t・m ²)
	設置数 (個・台)
粗大ごみ集積所	階 箇所 m ²

備考 「2 再利用対象物の保管場所」は条例第 19 条第 6 項に該当する場合に、「3 廃棄物保管場所等」は条例第 67 条第 1 項に該当する場合にそれぞれ記入すること。

添付書類

- (1) 用途別床面積内訳書
- (2) 建築物の案内板、配置図
- (3) 保管場所等の配置図（位置図）
- (4) 保管場所等の平面図、断面図、求積図及び仕様
- (5) 保管場所等の面積算定書
- (6) その他市長が必要と認める書類及び図面

多摩市廃棄物の処理及び再利用の促進に関する条例（抜粋）

（定義）

第2条 この条例における用語の意義は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号。以下「法」という。）の例による。

2 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 家庭廃棄物 一般家庭の日常生活に伴って生じた廃棄物をいう。
- (2) 事業系廃棄物 家庭廃棄物以外の廃棄物をいう。
- (3) 事業系一般廃棄物 事業系廃棄物のうち、産業廃棄物以外の廃棄物をいう。
- (4) 再利用 活用しなければ不要となる物又は廃棄物を、再び使用すること又は資源として利用することをいう。
- (5) 再利用対象物 再利用の可能な物をいう。

第3条から第9条略

（事業者の責務）

第10条 事業者は、廃棄物の発生を抑制し、再利用を促進する等により、廃棄物を減量しなければならない。

- 2 事業者は、物の製造、加工、販売等に際して、その製品、容器等が廃棄物になった場合においてその適正な処理が困難になることのないようにしなければならない。
- 3 事業者は、その事業系廃棄物を単独に、又は他の事業者と共同して、自らの責任において適正にこれを処理しなければならない。
- 4 事業者は、廃棄物の減量及び適正な処理の確保等に関し、市の施策に協力しなければならない。

第11条から第12条略

（事業者の減量義務）

第13条 事業者は、物の製造、加工、販売等に際して、長期的に使用可能な製品の開発、製品の修理体制の確保等、廃棄物の発生を抑制に必要な措置を講じるよう努めなければならない。

- 2 事業者は、再利用対象物の分別の徹底を図ること、再利用を促進するために必要な措置を講じること等により、その事業系廃棄物の減量に努めなければならない。
- 3 事業者は、物の製造、加工、販売等に際して、再生資源（資源の有効な利用の促進に関する法律（平成3年法律第48号）第2条第4項に規定する再生資源をいう。）及

び再生品を利用するよう努めなければならない。

第14条から第18条略

(事業用大規模建築物の所有者等の義務)

第19条 事業用の大規模建築物で規則で定めるもの(以下「事業用大規模建築物」という。)の所有者は、市長の指導に従い、再利用を促進する等により当該建築物から排出される事業系廃棄物を減量しなければならない。

2 事業用大規模建築物の所有者は、当該建築物から排出される事業系廃棄物の減量及び適正な処理に関する業務を担当させるため、規則で定めるところにより、廃棄物管理責任者を選任し、その旨を市長に届け出なければならない。

3 事業用大規模建築物の所有者は、規則で定めるところにより、廃棄物の減量及び再利用に関する計画を作成し、当該計画書を市長に提出しなければならない。

4 事業用大規模建築物の所有者は、規則で定める基準に従い、当該建築物又は敷地内に再利用対象物の保管場所を設置するよう努めなければならない。

5 事業用大規模建築物の占有者は、当該建築物から生じる事業系廃棄物の減量に関し、事業用大規模建築物の所有者に協力しなければならない。

6 事業用大規模建築物を建設しようとする者(以下「事業用大規模建築物の建設者」という。)は、規則で定める基準に従い、当該建築物又は敷地内に再利用対象物の保管場所を設置しなければならない。この場合において、事業用大規模建築物の建設者は、規則で定めるところにより、当該保管場所について、あらかじめ市長に届け出なければならない。

(改善勧告)

第20条 市長は、事業用大規模建築物の所有者が前条第1項から第3項までのいずれかの規定に違反していると認めるとき、又は事業用大規模建築物の建設者が同条第6項の規定に違反していると認めるときは、当該事業用大規模建築物の所有者又は当該事業用大規模建築物の建設者に対し、期限を定めて、必要な改善その他必要な措置をとるべき旨の勧告をすることができる。

(公表)

第21条 市長は、前条の規定による勧告を受けた事業用大規模建築物の所有者又は事業用大規模建築物の建設者がその勧告に従わなかったときは、その旨を公表することができる。

2 市長は、前項の規定により公表しようとするときは、あらかじめ、当該公表をされるべき者にその理由を通知し、その者が意見を述べ、証拠を提示する機会を与えなければならない。

(受入拒否)

第22条 市長は、事業用大規模建築物の所有者又は事業用大規模建築物の建設者が前条

第1項の規定による公表をされた後において、なお、第20条の規定による勧告に係る措置をとらなかったときは、当該建築物から排出される事業系廃棄物の市長の指定する処理施設への受入れを拒否することができる。

第23条から第27条略

(家庭廃棄物の処理)

第28条 市長は、自らの責任で家庭廃棄物を生活環境の保全上支障が生じないうちに収集し、運搬し、及び処分しなければならない。

(事業系廃棄物の処理)

第29条 事業者は、事業系廃棄物を生活環境の保全上支障が生じないうちに自ら運搬し、若しくは処分し、又は廃棄物の収集、運搬若しくは処分を業として行うことのできる者に運搬させ、若しくは処分させなければならない。

(事業者の中間処理義務)

第30条 事業者は、事業系廃棄物の処理に当たっては、再生利用又は破砕、圧縮、焼却、脱水等の処理（以下「中間処理」という。）を行うことにより、その減量を図らなければならない。

第31条 削除

(自己処理の基準)

第32条 土地又は建物の占有者（占有者がいない場合は、管理者とする。以下「占有者」という。）で、その土地又は建物内の一般廃棄物を自ら処理するものは、その一般廃棄物を法第6条の2第2項及び第3項に規定する基準に準じて処理しなければならない。

(一般廃棄物処理計画)

第33条 市長は、一般廃棄物の処理について、規則で定めるところにより、一般廃棄物処理計画を定め、これを告示するものとする。

2 前項の規定により定めた一般廃棄物処理計画に重要な変更があったときは、その都度告示しなければならない。

(一般廃棄物の処理)

第34条 市長は、前条の規定により定めた一般廃棄物処理計画に従い、家庭廃棄物を処理しなければならない。

2 市長は、家庭廃棄物の処理に支障がないと認めるときは、事業系一般廃棄物の収集、運搬及び処分を行うものとする。

3 前2項に規定する一般廃棄物の収集、運搬及び処分の基準は、規則で定める。

(事業系一般廃棄物の排出方法)

第34条の2 事業者は、市長が収集、運搬及び処分する事業系一般廃棄物（粗大ごみ、動物死体及びし尿を除く。）並びに一般廃棄物と併せて処理する産業廃棄物を排出す

るときは、有料指定袋を使用しなければならない。ただし、これにより難いと市長が認めるとき、又は臨時に排出するときは、市長が指示する方法により排出することができる。

2 前項の有料指定袋に関し必要な事項は、規則で定める。

(計画遵守義務)

第35条 占有者(事業者を除く。以下この条、第36条から第39条まで及び別表第1において同じ。)は、その土地又は建物内の家庭廃棄物を再利用対象物等に分別し、所定の場所に持ち出す等第33条の規定により定められた計画に従わなければならない。

2 占有者は、家庭廃棄物を容器等に収納することにより、廃棄物が飛散し、流出し、又はその悪臭が発生しないようにするとともに、家庭廃棄物を持ち出しておく所定の場所を常に清潔にしておかななければならない。

(再利用対象物の持去りの禁止)

第35条の2 市長が指定する事業者以外の者は、前条第1項の規定により所定の場所に持ち出された再利用対象物を持ち去ってはならない。

2 市長は、市長が指定する事業者以外の者が前項の規定に違反して再利用対象物を持ち去ったときは、その者に対し当該行為を行わないよう命じることができる。

(排出禁止物)

第36条 占有者は、市長が行う家庭廃棄物の収集に際して、次に掲げる家庭廃棄物を排出してはならない。

(1) 有害性の物(市長が指定する物は除く。)

(2) 危険性のある物

(3) 引火性又は爆発性のある物

(4) 著しい悪臭を発する物

(5) 特別管理一般廃棄物に指定されている物

(6) 前各号に掲げるもののほか、家庭廃棄物の処理を著しく困難にし、又は処理施設の機能に支障を生じさせる物

2 占有者は、前項各号に掲げる家庭廃棄物の処理をしようとするときは、市長の指示に従わなければならない。

(動物の死体の処理)

第37条 占有者は、その土地又は建物内の動物の死体を自らの責任で処分できないときは、遅滞なく市長に届け出て、その指示に従わなければならない。

(改善勧告)

第38条 市長は、占有者が第35条の規定に違反していると認めるときは、その占有者に対し、期限を定めて、必要な改善その他必要な措置をとるべき旨の勧告をすることができる。

(収集拒否)

第39条 市長は、占有者が前条の規定による勧告に係る措置をとらなかったときは、当

該家庭廃棄物の収集を拒否することができる。

(事業者の処理)

第40条 市長は、規則で定める量の事業系一般廃棄物を排出する事業者に対し、これを自ら処理するよう命じることができる。

2 事業者は、前項の事業系一般廃棄物を自ら処理するときは、第34条第3項に規定する規則で定める収集、運搬及び処分の基準に従わなければならない。

(事業系一般廃棄物保管場所の設置)

第41条 事業者は、その建物又は敷地内に事業系一般廃棄物の保管場所を設置しなければならない。

2 前項に規定する保管場所は、規則で定める基準に適合するものでなければならない。

3 事業者は、その排出する事業系一般廃棄物を第1項に規定する保管場所に集めなければならない。

(事業者に対する中間処理等の命令)

第42条 市長は、特に必要があると認めるときは、事業者に対し、その事業系一般廃棄物を、あらかじめ、中間処理をして排出するよう命じることができる。

2 市長は、事業者に対し、規則で定める基準に従い、その事業系一般廃棄物を分別して排出するよう命じることができる。

第43条略

(事業系一般廃棄物の受入拒否)

第44条 事業者(事業者から運搬の委託を受けた者を含む。)は、事業系一般廃棄物を市長の指定する処理施設に運搬する場合には、規則で定める受入基準に従わなければならない。

2 市長は、前項の事業者が同項に定める受入基準に従わない場合には、当該事業系一般廃棄物の受入れを拒否することができる。

(改善命令)

第45条 市長は、事業者が第40条第2項又は第41条の規定に違反していると認めるときは、その事業者に対し、期限を定めて、必要な改善その他必要な措置を命じることができる。

(準用)

第46条 第34条第1項、第35条及び第36条から第39条までの規定は、事業系一般廃棄物の処理について準用する。

第47条から第66条まで略

(大規模建築物の廃棄物保管場所等の設置)

第67条 規則で定める大規模建築物を建設しようとする者（以下「建設者」という。）は、その建築物又は敷地内に廃棄物の保管場所及び保管設備（以下「保管場所等」という。）を設置しなければならない。この場合において、建設者は、当該保管場所等について、規則で定めるところにより、あらかじめ、市長に届け出なければならない。

- 2 保管場所等は、規則で定める基準に適合するものでなければならない。
- 3 市長は、保管場所等について、建設者が前2項の規定に違反していると認めるときは、当該建設者に対し、期限を定めて、保管場所等の設置その他必要な措置を命じることができる。
- 4 第1項に規定する大規模建築物の占有者は、その建築物から排出される廃棄物を同項に規定する保管場所等に集めなければならない。

（報告の徴収）

第68条 市長は、法第18条に規定するもののほか、この条例の施行に必要な限度において、占有者その他の関係者に対し、必要な報告を求めることができる。

（立入検査）

第69条 市長は、法第19条第1項又は浄化槽法第53条第2項に規定するもののほか、この条例の施行に必要な限度において、その職員に、必要と認める場所に立ち入り、廃棄物の減量及び処理に関し、必要な帳簿書類その他の物件を検査させることができる。

- 2 前項の規定により立入検査する職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人に提示しなければならない。
- 3 第1項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

第70条から第71条まで略

（罰則）

第72条 次の各号のいずれかに該当する者は、20万円以下の罰金に処する。

- (1) 第27条第4項の規定による命令に違反した者
- (2) 第42条（第49条において準用する場合を含む。）の規定による命令に違反した者
- (3) 第45条（第49条において準用する場合を含む。）の規定による命令に違反した者
- (4) 第67条第3項の規定による命令に違反した者

第73条 次の各号のいずれかに該当する者は、3万円以下の罰金又は料料に処する。

- (1) 第56条の規定に違反した者
- (2) 第67条第1項の規定による届出をしなかった者

（両罰規定）

第74条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法

人又は人の業務に関し、前2条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して各本条の罰金刑又は科料刑を科する。

以下略

多摩市廃棄物の処理及び再利用の促進に関する条例施行規則

(定義)

第2条 この規則における用語の意義は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号。以下「法」という。）、浄化槽法（昭和58年法律第43号）及び条例の例による。

第3条から第7条まで略

(事業用大規模建築物)

第8条 条例第19条第1項の事業用の大規模建築物で規則で定めるもの（以下「事業用大規模建築物」という。）は、事業の用途に供する部分の延床面積が、3,000平方メートル以上の建築物とする。

(廃棄物管理責任者)

第9条 事業用大規模建築物の所有者は、条例第19条第2項の規定により当該建築物から排出される事業系廃棄物を管理することができる者のうちから廃棄物管理責任者を1人選任し、廃棄物管理責任者選任・変更届（第1号様式）により、その旨を速やかに市長に届け出なければならない。

2 事業用大規模建築物の所有者は、前項の廃棄物管理責任者又は届出事項に変更があった場合には、その事実が生じた日から30日以内に廃棄物管理責任者選任・変更届により、市長に届け出なければならない。

(減量及び再利用に関する計画)

第10条 事業用大規模建築物の所有者は、条例第19条第3項の規定により次に掲げる事項を記載した廃棄物の減量及び再利用に関する計画書（第2号様式）を年度（4月1日から翌年3月31日までとする。）ごとに作成し、毎年5月末日までに市長に当該年度の計画書を提出しなければならない。

(1) 建築物の種類

(2) 廃棄物の排出量、処分量及び再利用量の前年度実績並びに当該年度の見込み

(3) 前年度実績の自己評価

(4) 再利用の方法

(5) その他廃棄物の減量及び再利用に関し必要な事項

(再利用対象物の保管場所設置基準)

第11条 条例第19条第4項及び第6項の規則で定める基準は、次に掲げるとおりとする。

(1) 廃棄物の保管場所とは明確に区分し、再利用対象物に廃棄物が混入しないようにするとともに、廃棄物から生じる汚水等により再利用対象物が汚染されないよう

にすること。

- (2) 再利用対象物を十分に収納し、及びその種類に応じた適切な保管を確保するため、市長が別に定める基準に適合すること。
- (3) 再利用対象物が飛散し、及び雨水が流入するおそれがないようにすること。
- (4) 再利用対象物の搬入、搬出等の作業が容易にできること。
- (5) 保管場所には、再利用対象物の種類その他注意事項を表示すること。

(再利用対象物の保管場所設置届)

第12条 条例第19条第6項の規定による届出は、再利用対象物保管場所設置届兼廃棄物保管場所等設置届(第3号様式)により、建築基準法(昭和25年法律第201号)第6条第1項の規定による当該届出に係る建築物の建築等に関する確認の申請の前までに行うものとする。

第13条略

(一般廃棄物処理計画)

第14条 条例第33条第1項に規定する一般廃棄物処理計画には、次に掲げる事項を定めるものとする。

- (1) 一般廃棄物の発生量及び処理量の見込みに関する事項
- (2) 一般廃棄物の排出の抑制のための方策に関する事項
- (3) 分別して収集するものとした一般廃棄物の種類及び分別の区分に関する事項
- (4) 一般廃棄物の適正な処理及びこれを実施する者に関する基本的事項
- (5) 一般廃棄物の処理施設の整備に関する事項
- (6) その他一般廃棄物の処理に関し必要な事項

2 前項に規定する計画には、条例第47条第1項の規定に基づき市長が一般廃棄物と併せて処理する産業廃棄物に関しても必要な事項を定めるものとする。

(一般廃棄物の収集、運搬及び処分の基準)

第15条 条例第34条第3項に規定する一般廃棄物の収集、運搬及び処分の基準は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令(昭和46年政令第300号。以下「政令」という。)第3条の規定によるものとする。

(事業者の自己処理命令に係る排出量)

第16条 条例第40条第1項の規則で定める量は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 常時排出するとき 1日平均排出量10キログラム以上
- (2) 臨時に排出するとき 臨時の排出量100キログラム以上

(事業系一般廃棄物保管場所の設置基準)

第17条 条例第41条第2項の規則で定める基準は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 事業系一般廃棄物を十分に収納し、その種類に応じた適切な保管ができること。
- (2) 事業系一般廃棄物の搬入、搬出等の作業が容易にできること。

- (3) 事業系一般廃棄物が飛散し、流出し、地下へ浸透し、汚臭が発散し、及び雨水が流入するおそれがないようにすること。
- (4) ねずみが生息し、及び蚊、はえ、その他の害虫が発生しないようにすること。
- (5) 作業の安全を確保するために換気、採光、排水等必要な措置が講じられていること。
- (6) 運搬車を建築物に横付けし、又は進入させて事業系一般廃棄物を搬出する場合には、作業に支障が生じない場所であるとともに、運搬車の安全な運行の確保のために必要な措置が講じられていること。
- (7) 保管場所には、保管する事業系一般廃棄物の種類、保管方法、保管施設の取扱いその他注意事項を表示すること。

(事業者に対する分別排出基準)

第18条 条例第42条第2項の規則で定める基準は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 排出する事業系一般廃棄物を可燃物、不燃物、再利用対象物等に分別すること。
- (2) 条例第33条第1項に規定する一般廃棄物処理計画に適合するように排出すること。

第19条から第25条まで略

(事業系一般廃棄物の受入基準)

第26条 条例第44条第1項の規則で定める受入基準は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 市内において発生した事業系一般廃棄物であって、次に該当するもの
 - ア 条例第33条第1項に規定する一般廃棄物処理計画に適合するもの
 - イ 条例第36条第1項各号に規定するもの以外のもの
 - ウ その他一般廃棄物の処理施設に支障をきたさないもの
- (2) 事業系一般廃棄物の運搬に当たって、事業者が政令第3条第1号に規定する一般廃棄物の収集、運搬及び処分に関する基準のうち、運搬に関する基準を遵守していること。

第27条略

(排出量の算定等)

第28条 条例第51条第1項の規定による廃棄物処理手数料の算定基準となる廃棄物の排出量は、指定施設の発行する計量票により算定する。ただし、これにより難いときは、その都度市長が定めるところによる。

- 2 市長は、前項ただし書の規定により排出量を算定し、廃棄物処理手数料を決定したときは、占有者又は事業者に対して廃棄物排出量決定通知書(第7号様式)により通知する。

(排出量算定基準の特例)

第29条 条例第51条第2項の規定により重量以外の基準により算定する場合は、1立方メートルを250キログラムに換算するものとする。

(廃棄物処理手数料の徴収方法等)

第30条 条例第50条第1項に規定する廃棄物処理手数料は、その都度徴収するものとする。ただし、これによることが実情に合わない場合は、3箇月分ずつまとめて徴収することができる。

- 2 廃棄物処理手数料は、次項及び第30条の4から第30条の6までに定めるものその他市長が納入通知書により難いと認めるときを除き、市指定の納入通知書により徴収する。
- 3 自ら市の指定する処理施設に廃棄物を運搬した場合の廃棄物処理手数料は、納入通知書を省略し徴収することができる。
- 4 第1項ただし書の規定による場合の廃棄物処理手数料の納入期限は、次に掲げるとおりとする。

区分	納入期限
第1期 4月から6月まで	7月末日まで
第2期 7月から9月まで	10月末日まで
第3期 10月から12月まで	1月末日まで
第4期 1月から3月まで	4月末日まで

- 5 市長は必要と認めるときは、前項の規定にかかわらず別に納入期限を定めることができる。

第30条の2から第49条の3まで略

(大規模建築物の保管場所等の設置)

第50条 条例第67条第1項の規則で定める大規模建築物(以下「大規模建築物」という。)は、延床面積が、1,000平方メートル以上の建築物又は居住用にあつては計画戸数が4戸以上の共同住宅とする。

- 2 条例第67条第1項の規定による届出は、再利用対象物保管場所設置届兼廃棄物保管場所等設置届により、建築基準法第6条第1項の規定による当該届出に係る建築物の建築等に関する確認の申請の前までに行うものとする。
- 3 条例第67条第2項の規則で定める基準は、第17条各号の規定によるほか、次に掲げるとおりとする。
 - (1) 廃棄物を十分に収納し、及びその種類に応じた適切な保管を確保するため、市長が別に定める基準に適合すること。
 - (2) 保管設備は、容易に腐食し、又は破損しない材質のものとし、廃棄物の搬入及び運搬車への積み込み作業が安全かつ容易にできること。

以下略

事業系建築物における廃棄物の減量及び適正処理に関する指導基準

令和4年9月1日施行

第1 目的

この基準は、多摩市廃棄物の処理及び再利用の促進に関する条例（以下「条例」という。）並びに同条例施行規則（以下「規則」という。）に基づき、多摩市の区域内に存在する大規模建築物における廃棄物の減量及び適正処理を推進するために、必要な事項を定め、もって、条例、規則の円滑な施行を図ることを目的とする。

第2 対象建築物の延床面積の算定基準

- 1 規則第8条に規定する事業用大規模建築物の「事業用途に供する部分の床面積」とは、居住用途に供する床面積を除いた床面積とする。
- 2 鉄道の駅の床面積の算定においては、プラットホームの面積もこれに加えるものとする。

第3 対象建築物の単位の基準

条例に規定する建築物は、次に定めるものを除き棟を対象の単位とする。

- 1 学校、病院及び工場等は、同一敷地内において共通の用途に供せられ、廃棄物の処理及び保管が一体として行われる複数の建築物は、一棟の建築物とみなす。
- 2 床面積の合計が、規則で定める基準以上の一棟の建築物であっても、所有関係又は利用形態等により一体的な取扱いが困難な場合は、各部分ごとに独立の建築物とみなすことができる。この場合、その所有又は管理にかかる床面積が規則で定める基準に満たない場合でも、それぞれ一棟とみなす。

第4 対象所有者の範囲

条例第19条に規定する事業用大規模建築物の所有者とは、建築物に対し民法上の所有権を有するものとする。

ただし、次の各号に掲げる者を所有者とみなすことができる。

- 1 建築物の共有者又は区分所有者が構成する管理組合代表者
- 2 1の管理組合が構成されていない場合は、建築物の共有者又は区分所有者の中から選んだ者
- 3 建築物の全部を賃借その他の事由により、事実上占有して使用している者
- 4 建築物の所有者から、その建築物の維持、清掃業務等の管理に止まらず、建築物に関する総合的な管理権限を与えられている者

第5 廃棄物保管場所（又は再利用対象物保管場所）等の設置基準

規則第50条第3項第1号及び規則第11条第2号に規定する設置基準は、次のとおりとする。

- 1 廃棄物（又は再利用対象物）の種類、排出量及び保管日数等に応じて、廃棄物（又は再利用対象物）が十分収納できること。

- 2 建築物一棟につき、1ヵ所以上設置すること。ただし、同一敷地内の複数の保管場所から排出される廃棄物（又は再利用対象物）を取りまとめて保管する場合は、この限りでない。
- 3 家庭廃棄物（又は再利用対象物）及び事業系廃棄物（又は再利用対象物）が、各別に保管できること。
- 4 仕切りの設置、色彩又は形状等で区別された保管設備等により、廃棄物（又は再利用対象物）の種類に応じて適切な保管ができること。
- 5 廃棄物（又は再利用対象物）の搬入、保管設備への投入若しくは運搬車への積込み、及び清掃若しくは点検等に必要な作業場所を確保すること。ただし、再利用対象物保管場所を廃棄物保管場所と隣接して設置する場合は廃棄物保管場所の作業場所と兼用することができる。
- 6 廃棄物（又は再利用対象物）の飛散及び臭気の流出を防ぐため、囲い及び扉等を設けること。かつ、屋外に設置する場合は、雨水の流入を防ぐため、ひさし及び屋根を設けること。
- 7 汚水又は排水が地下に浸透することを防ぐため、床をコンクリート仕上げ等にする。かつ、床に水勾配をつける等により、排水口等の排水設備から下水道又は下水処理施設へ流入する構造とすること。
- 8 多量の厨芥を保管する場合は、冷蔵庫を設置すること。
- 9 保管場所は、運搬車が直接かつ安全に進入できる敷地内に設置し、作業の安全性及び効率性に十分配慮すること。また、敷地内への出入口は接する道路の交通量、交通規制等を十分考慮して設置すること。
- 10 保管場所は、引火性、爆発性の物の保管場所等に近接していないこと。
- 11 再利用対象物保管場所を廃棄物保管場所と隣接して設置する場合は、廃棄物の混入及び廃棄物から生ずる汚水等の流入を防止するため壁等により区分すること。
- 12 この他、家庭廃棄物の保管場所については、多摩市街づくり指導基準の規定による。

第6 廃棄物保管場所（又は再利用対象物保管場所）の設置者又は管理者の義務

- 1 廃棄物保管場所（又は再利用対象物保管場所）及び周辺等を常に清潔に保ち、悪臭及び害虫等の発生により生活環境を損なうことのないように適切な維持管理をすること。この場合において設計者等は、必要に応じて利用者に協力を求め又は指導を行うこと。
- 2 廃棄物の収集作業に従事する者の安全衛生に十分配慮し、安全衛生上の支障が生じたときは、速やかに適切な措置を講ずること。
- 3 建築物の利用形態の変化等により、廃棄物保管場所（又は再利用対象物保管場所）が第5に定める基準に適合しなくなったときは、速やかに適切な措置を講ずること。
- 4 出入口付近の歩行者等の危険防止のため、所要の設備が必要なときは、これを設置するとともに、適正に管理すること。

第7 廃棄物管理責任者の選任等

- 1 廃棄物管理責任者の選任数は、前記3の「建築物の単位の基準」に基づき、各単位ごとに1名とする。
- 2 所有者は、建築物から生ずる廃棄物の減量及び適正処理の推進について職務権限を有し、第8に定める役割を遂行できる者のうちから廃棄物管理責任者を選任しなければならない。

第8 廃棄物管理責任者の役割

廃棄物管理責任者は、次の項目を行う。

- 1 建築物から生ずる再利用対象物、廃棄物の発生量及び処理状況の日常的な実態の把握
- 2 建築物から生ずる廃棄物の発生・排出抑制の推進
- 3 建築物から生じる廃棄物の再利用・資源化の推進
- 4 建築物利用者に対する廃棄物の発生・排出抑制・再利用・資源化のための指導
- 5 多摩市及び所有者との連絡調整

第9 助言及び指導の実施

- 1 市長は、所有者から廃棄物管理責任者選任届及び再利用計画書の提出があったときは、その職員をして、記載内容を審査させ、必要な助言と指導を行わせることができる。
- 2 市長は、廃棄物の減量及び適正処理を促進するため、必要に応じ、その職員をして対象建築物に立ち入りさせ、調査及び指導を行わせることができる。

付則

この基準は平成6年1月1日から適用する。

付則

この基準は平成19年6月1日から適用する。

付則

この基準は平成21年4月1日から適用する。

付則

この基準は令和4年9月1日から適用する。

ごみ及び再利用対象物集積施設等に関する指導基準

令和4年9月

多摩市環境部ごみ対策課清掃担当

目次

1	はじめに	・・・P3
2	集積施設の設置位置及び条件	
(1)	屋外の集積所	・・・P4
(2)	敷地の間口が狭く横向きに設置する場合	・・・P5
(3)	建物の一部を集積施設にする場合	・・・P6
3	集積施設の位置及び面積	
(1)	原則	・・・P7
(2)	奥行きが2mを超える集積施設を設置する場合	・・・P8
4	ごみ容器等の基準	
(1)	ごみ容器	・・・P9
(2)	ごみ保管構造物（倉庫型）	・・・P10
5	資源収集容器の設置基準及び形状	・・・P11

1 はじめに

多摩市では、市民の生活環境を保全するため衛生管理面から、ごみの多量排出が見込まれる一定規模以上の建築物には、廃棄物保管場所の設置を義務づけております。

また、ごみの減量化・資源化の面から一定規模以上の事業用大規模建築物を建設する場合、事業者又は占有者の方にごみの再利用、資源化をしていただくために再利用対象物保管場所の設置を義務づけております。

多摩市廃棄物の処理及び再利用の促進に関する条例施行規則50条にて居住用で計画戸数が4戸以上の共同住宅は設置及び届出の対象となっています。ここでは、4戸以上の集合住宅の設置基準について記述しております。

4戸以上の集合住宅については街づくり指導基準とともにごみ及び再利用対象物集積施設等に関する指導基準を確認し、集積所を設置してください。

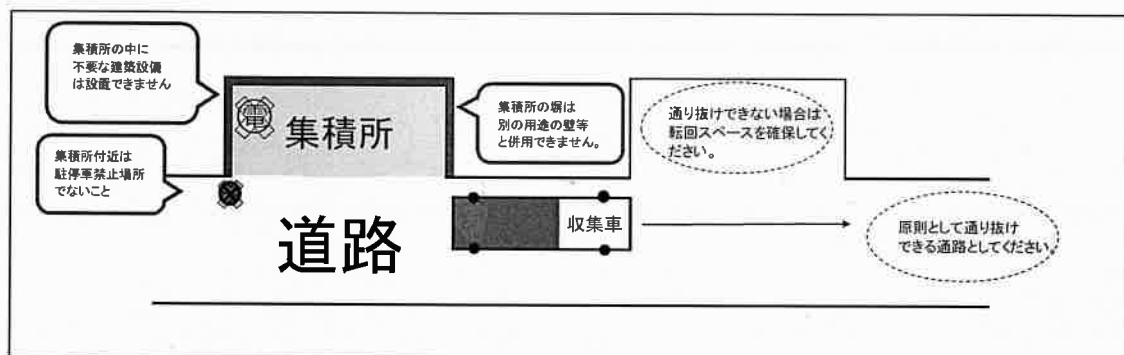
2 集積施設の設置位置及び条件

(1) 屋外の集積所

原則

- ・集積施設の開口面が道路に面していること。
- ・集積所内は、不要な建築設備は設けないこと。
- ・集積所付近は駐停車禁止場所でないこと。
- ・集積所の塀は別の用途の壁等と併用しないこと。
- ・集積所に面する道路は通り抜けできることとし、やむ負えず通り抜けできない場合は、転回スペースを設けること。

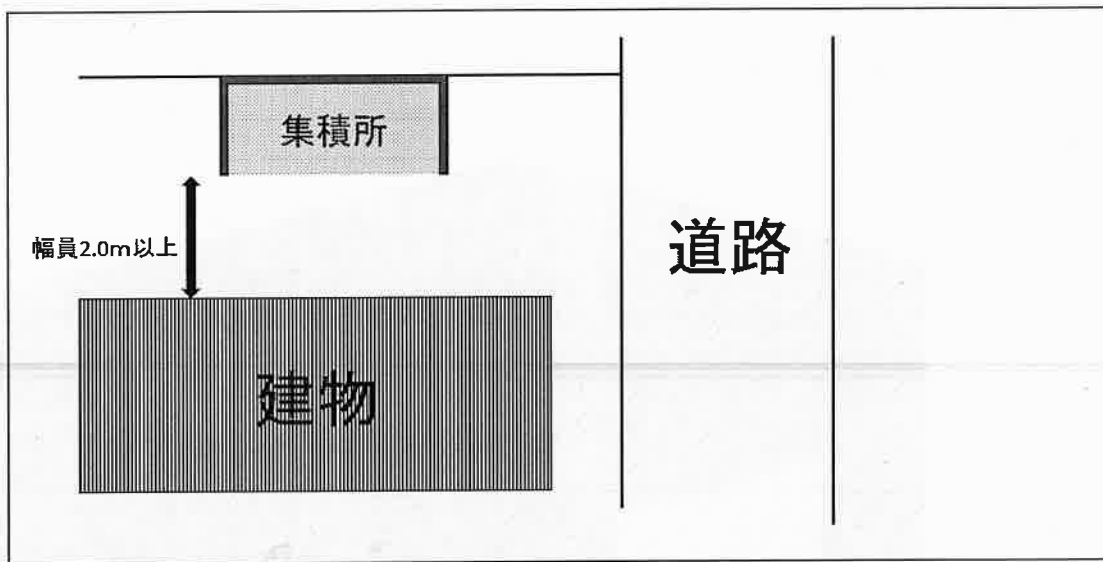
平面図



(2) 敷地の間口が狭く横向きに設置する場合
原則

- ・粗大ごみ等の運搬に支障がないように、2 m以上の作業通路を確保すること。

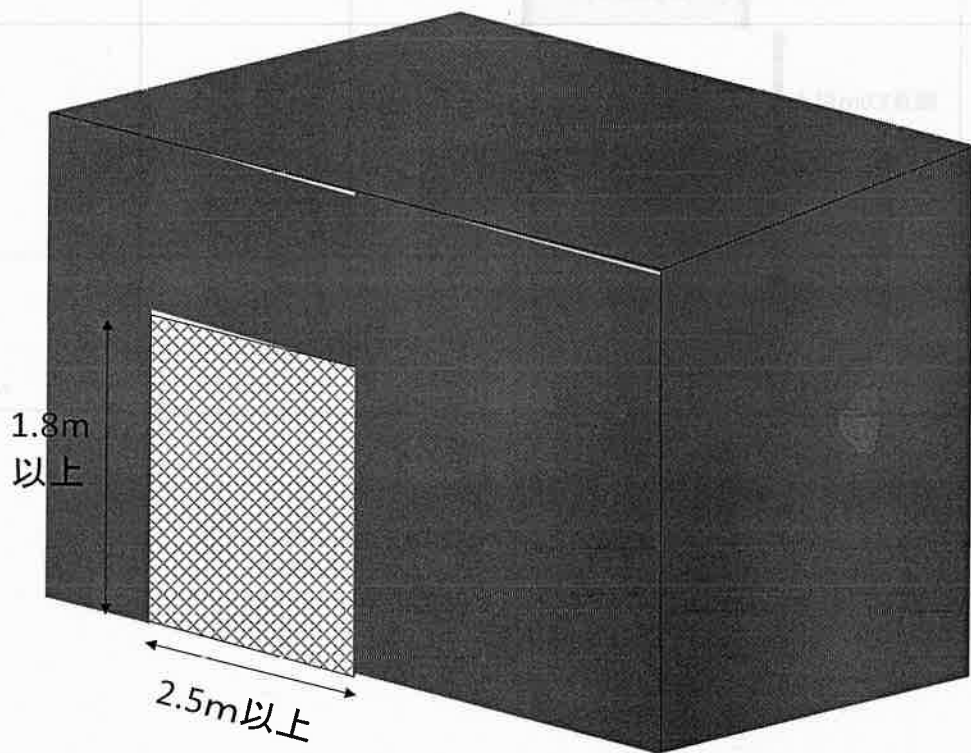
平面図



(3) 建物の一部を集積施設にする場合
原則

- ・間口は、有効で2.5m以上とること。
- ・集積施設の間口の高さは、高さ1.8m以上を確保すること。

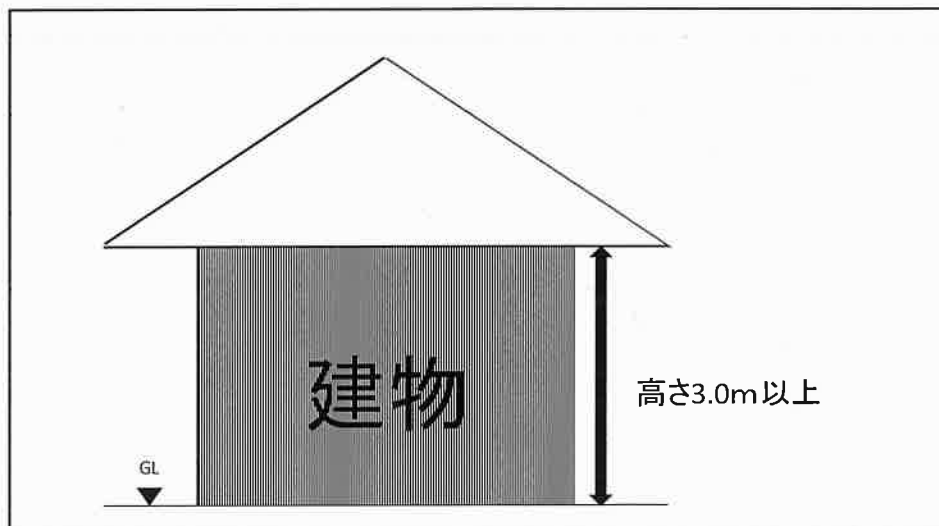
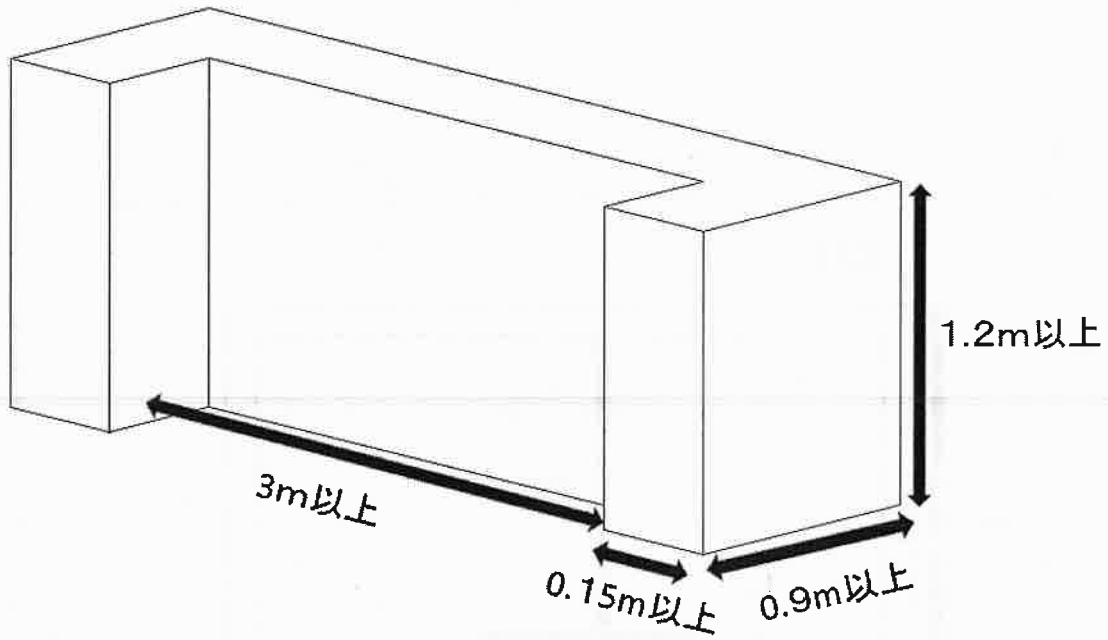
立体図



3 集積施設の位置及び面積

(1) 原則

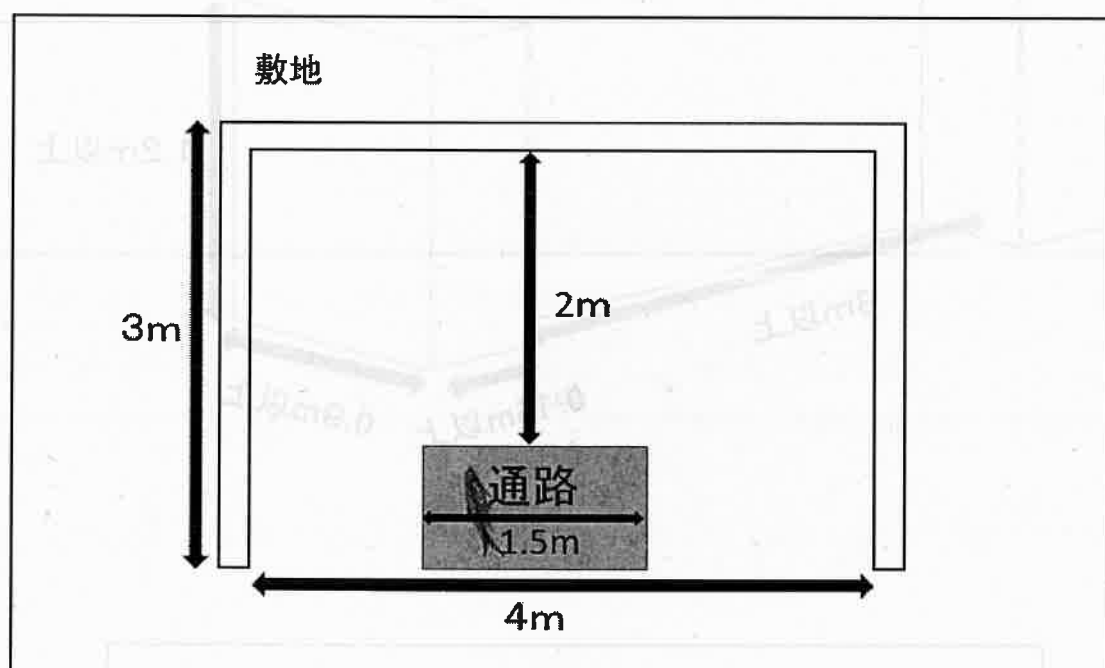
- ・間口 3m 以上高さ 1.2m 以上、厚さ 0.15m 以上奥行 0.9m 以上とすること。
- ・車路の上空の 3 m 以内には構築物を設置しないこと。



(2) 奥行きが2mを超える集積施設を設置する場合

- ・排出者の通路として、幅1.5mを確保すること。また、この通路分の面積は、集積施設の面積には含めないものとする。

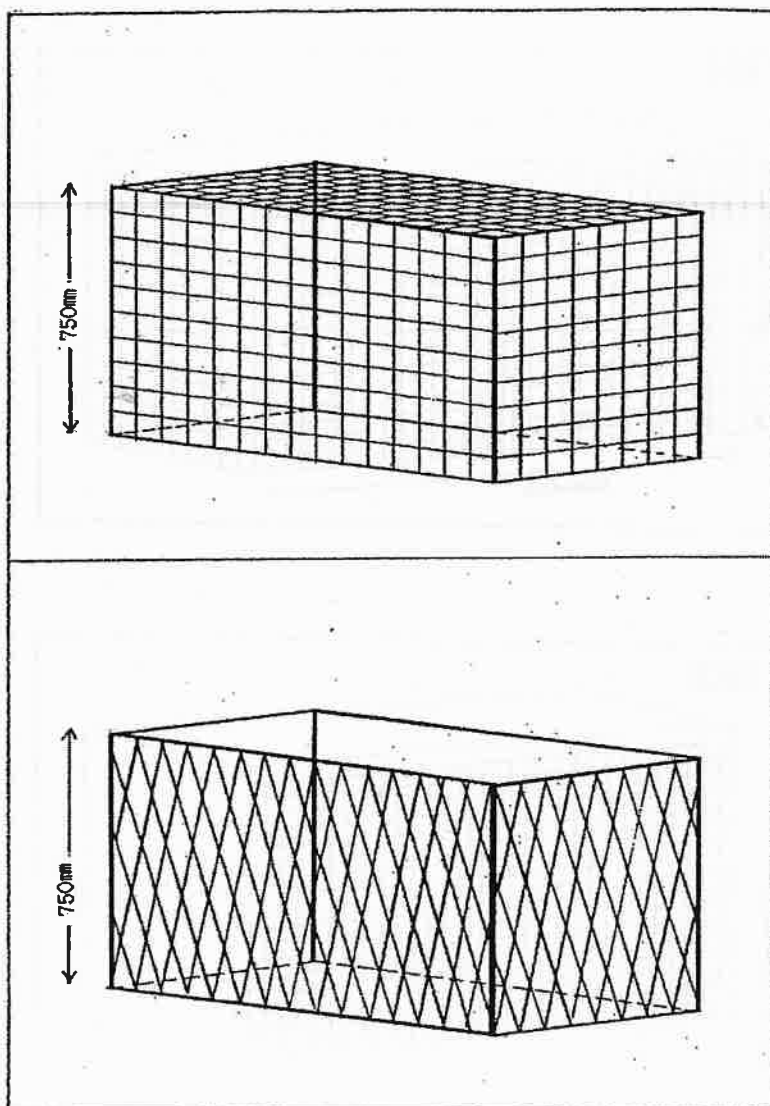
平面図



4 ごみ容器等の基準

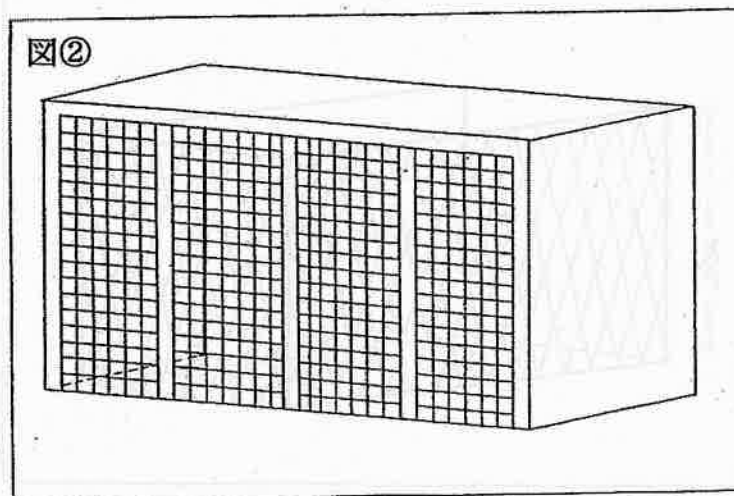
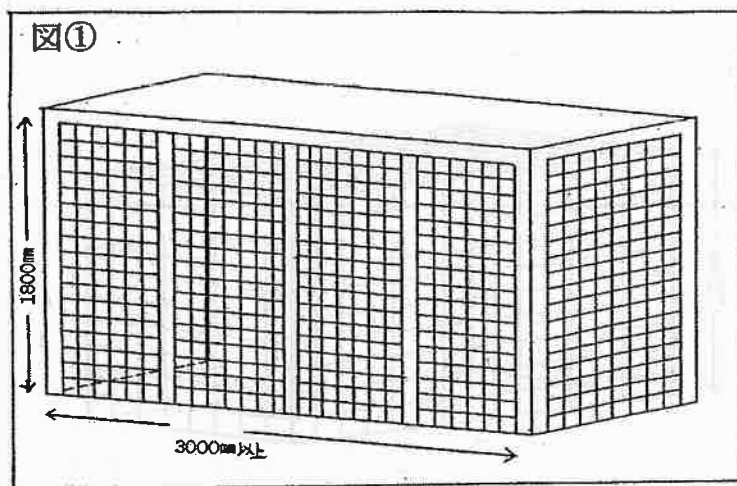
(1) ごみ容器

- ・ 前面及び左右側面の三方向から中が見えるもので、金網及び金さく等でできているものとする。また、打ち抜き金網（パンチング加工板）の開口率50%以上のものでもよい。
- ・ ごみの取り出し口の地上高が750mm以下であること。
- ・ 購入及び施行前にカタログ・設計書等を提出し、ごみ対策課清掃担当と協議すること。



(2) ごみ保管構造物 (倉庫型)

- ・図①のように、前面及び左右側面の三方向から中が見えるもので、金網又は金さく等でできているものとする。また、打ち抜き金網 (パンチング加工板) の開口率50%以上のものは使用できる。
- ・図②のように左右側面から中が見えないものについては、別途ごみ容器の設置が必要である。
- ・奥行きが2,000mmを超える集積施設を設置する場合は、排出者の通路として、幅員1,500mm以上確保すること。ただし、この通路分の面積は、集積施設の面積には含めないものとする。



5 資源収集容器の設置基準及び形状

(1) 資源収集容器の設置は、下表の基準により市が設置する。

	戸数	缶・ペットボトルの容器 (個)	びん容器 (個)	有害性容器 (個)
1 単身世帯用 共同住宅	40戸まで	1個	1個	原則として 1個
	41戸から80戸まで	2個		
	81戸から120戸まで	3個	2個	
	121戸から160戸まで	4個		
	161戸から200戸まで	5個	3個	
2 一般世帯用 共同住宅 (単身者用 の住戸を含まない ものに限る。)	20戸まで	1個	1個	
	21戸から40戸まで	2個		
	41戸から60戸まで	3個	2個	
	61戸から80戸まで	4個		
	81戸から100戸まで	5個	3個	
	101戸から120戸まで	6個		
	121戸から140戸まで	7個	4個	
	141戸から160戸まで	8個		
	161戸から180戸まで	9個	5個	
	181戸から200戸まで	10個		
3 一般世帯用共 同住宅(2に掲げ るものを除く。)	単身者用の住戸2戸を一般世帯用の住戸1戸に換算(1戸未満の端 数は四捨五入するものとする。)し、2に定めるところにより算出すること。			

品目	外寸
缶・ペットボトル	W550×D550×H550
びん	W370×D530×H370
有害性	W370×D530×H370
可燃・不燃・プラスチック	街づくり指導基準に依る

単位[mm]

※ 200戸以上の建物については、別途、ごみ対策課清掃担当と協議すること。

※ 集積所の届出を行い、検査に合格した集合住宅に容器の貸出しを行います。

廃棄物の種類	保管方法	保管場所	備考	
資源物	紙類	紙類	資源物	資源物
		紙類	資源物	
	プラスチック類	プラスチック類	資源物	
		プラスチック類	資源物	
燃焼物	燃焼物	燃焼物	燃焼物	燃焼物
		燃焼物	燃焼物	
	燃焼物	燃焼物	燃焼物	
		燃焼物	燃焼物	
	燃焼物	燃焼物	燃焼物	
		燃焼物	燃焼物	
	燃焼物	燃焼物	燃焼物	
		燃焼物	燃焼物	

再利用対象物保管場所兼廃棄物保管場所等設置届の手引

発行日 令和4年9月1日
 編集・発行 多摩市環境部ごみ対策課清掃担当
 多摩市諏訪6丁目3番地2 多摩市立資源化センター
 (エコプラザ多摩内)
 電話 042-338-6836
 FAX 042-356-3919